

## 令和 8 年 4 月 1 日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和 8 年 4 月 1 日（水） 15 時 55 分から 16 時 18 分まで
- 2 会議場所 長崎市役所 5 階 第 3 委員会室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名 第 65 号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）  
第 66 号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後 4 箇月経過）  
第 67 号議案 選挙人名簿の抹消について（公職選挙法第 28 条第 4 号該当）  
第 68 号議案 在外選挙人名簿の登録について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委員 長	<p>【15:55 開会】</p> <p>ただいまから、選挙管理委員会を開催する。</p>
事務局	<p>【第 65 号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡）</p> <p>公職選挙法第 28 条第 1 号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、431 人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。</p> <p>抹消者（男 195 人 女 236 人 計 431 人）</p>
委員 長	<p>今回から名簿の様式が変わったようだが、何故か。</p>
委員 長	<p>システム標準化の関係である。</p>
委員 長	<p>原案どおりとしてよいか。</p>
委員 長	<p>異議なし。</p> <p>（第 65 号議案可決）</p>
事務局	<p>【第 66 号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後 4 箇月経過）</p> <p>公職選挙法第 28 条第 2 号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、396 人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。</p> <p>抹消者（男 214 人 女 182 人 計 396 人）</p>
委員 長	<p>原案どおりとしてよいか。</p>
委員 長	<p>異議なし。</p> <p>（第 66 号議案可決）</p>
事務局	<p>【第 67 号議案】選挙人名簿の抹消について（公職選挙法第 28 条第 4 号該当）</p> <p>公職選挙法第 28 条第 4 号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、1 人については、登録の際に登録されるべきでなかったことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。</p> <p>抹消者（男 1 人 女 0 人 計 1 人）</p>
委員 長	<p>原案どおりとしてよいか。</p>

委員	<p>異議なし。 (第67号議案可決)</p>
事務局	<p><b>【第68号議案】</b> 在外選挙人名簿の登録について 公職選挙法第30条の6第1項及び第2項の規定により、在外選挙人名簿に登録される資格を有する者からの申請を受理したので、在外選挙人名簿に登録する。</p>
委員長	<p>登録者 (男 0人 女 2人 計 2人) 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第68号議案可決)</p>
事務局	<p>これをもって、選挙管理委員会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;"><b>【16:18閉会】</b></p>